

こしひかり休暇制度実施要領の制定について（例規通達）

平成5年6月1日

本部（警務）第30号

[沿革] 平成19年3月本部（警務）第18号、27年12月第49号、令和2年9月第45号、7年2月本部（監）第3号、7月本部（警務）第43号改正

こしひかり休暇制度については、職員の計画的な年次休暇の取得促進を図ることを目的として平成3年6月1日から実施してきたところであるが、この度、制度の一部を改正し、別添のとおりこしひかり休暇制度実施要領を制定し、平成5年6月1日から実施することとしたので、所属職員に周知の上、より一層年次休暇の取得促進に努められたい。

なお、制度の主な改正点は、次のとおりである。

記

1 休暇日数の改正

休暇の日数（目標日数）を次のとおり改めた。この結果、全職員を対象とする休暇「シーズン・家族記念日・旅行休暇」の日数は合計20日となる。

(1) 功労休暇（事件功労）及び旅行休暇

土曜、日曜日を含めて1週間の休暇取得を可能とするため、目標日数を5日に改め（2日増加）た。

(2) シーズン休暇

職員が希望するシーズン（夏季、冬季）に集中して休暇を取得することを可能とするため、夏季休暇、冬季休暇それぞれに設けていた休暇の目標日数をトータルの日数に改め、その日数も12日に改め（2日増加）た。

2 表彰休暇の対象範囲の拡大

表彰休暇のうち、本部長表彰の対象範囲は、優秀、優良に限定していたが、これをすべての本部長表彰とし、対象範囲を拡大した。

別添

こしひかり休暇制度実施要領

1 制定の趣旨

労働時間の短縮や余暇の拡大等が強く望まれている中、警察組織にとっても職場環境を整備し、これを魅力あるものとする事は、職員の士気を高揚し、優秀な人材を確保する上で重要な課題となっている。そこで職員が一定期間職務から解放され、自己創造の機会と心身のリフレッシュの機会を得ることにより警察業務の的確な遂行に資するため、職員に対して計画的に年次休暇を取得できる環境を整えることを目的としてこの要領を制定したものである。

2 休暇の性格

「こしひかり休暇」は、職員の年次休暇の計画的な取得を促進するための制度であることから、別表に定める目標日数にとらわれず休暇を取得することができる。

3 休暇の種類等

休暇の種類は、(こ)功労休暇、(し)シーズン休暇、(ひ)表彰休暇、(か)家族記念日休暇及び(り)旅行休暇とし、これらを総称して「こしひかり休暇」と呼称する。

休暇の対象職員、目標日数及び取得時期等については、別表のとおりとする。

4 留意事項

- (1) 職員は、こしひかり休暇を取得しようとする場合は、休暇に係る事項を新潟県警察情報管理システムによる勤務管理システムに入力して所属長の承認を得るものとする。
- (2) 事件功労は、捜査員等がおおむね1月以上にわたり捜査本部設置等の事件事故の捜査又は警戒警備等に従事し、かつ、所属長がその功労を認めた場合とする。
- (3) 功労休暇（勤続功労）の勤続期間の算定には、他の機関への出向期間も通算するものとする。また、本県警察職員採用前に国又は地方公共団体等の職員としての経歴を有する者については、その期間を本県警察に勤務したものとみなすものとする。

5 所属長等の配慮事項

- (1) 幹部職員は、部下職員がこしひかり休暇を取得しやすい環境づくりに努めるとともに、自ら率先してこしひかり休暇の取得に努めるものとする。
- (2) 所属長は、職員からこしひかり休暇取得の願出があった場合には、当該職員が休暇を円滑に取得できるようにするため、当該休暇期間中及びその前後における当該職員の業務負担を軽減するなど必要な措置をとるものとする。
- (3) 所属長は、すべての年次休暇が職員の権利であることを念頭におき、こしひかり休暇以外の年次休暇取得についても配慮するものとする。
- (4) 所属長は、こしひかり休暇制度が円滑に実施されるよう、休暇取得計画表（「夏季休暇取得期間等における休暇取得計画表の作成について（令和7年7月2日付け本部（警務）第42号）」参照）を作成するなどの方法により実施状況を把握し、実施の促進を図るものとする。